

豊田市産品開発を通した市の魅力発信業務委託仕様書

この仕様書は、豊田市(以下「甲」という。)の豊田市産品開発を通した市の魅力発信業務(以下「当該業務」という。)に関して、委託事業者(以下「乙」という。)が実施する業務の内容について定めるものとする。

1 業務名

豊田市産品開発を通した市の魅力発信業務委託

2 業務目的

地域事業者の魅力ある新たな産品の開発やブラッシュアップを支援するとともに、その産品を通して豊田市の魅力を市内外にPRすることで、市内外に暮らす人たちに改めて多様な地域資源のある豊田市の魅力に気付いてもらい、本市のイメージ向上に繋げていくことを目的とする。

3 期間

委託期間の開始日から令和9年3月24日(水)までとする。

4 委託業務内容

委託業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 産品の開発やブラッシュアップの監修

【監修する事業者数】 7者程度

【監修する産品数】 14品程度

【監修に係る事項】

- ・本事業に参加する事業者は、甲が募集し、選考は甲及び乙が行うものとする。
(決定した事業者を、以下「参加事業者」という。)
- ・参加事業者の選考は、応募書類等を基に甲乙協議の上、行うものとする。
- ・監修にあたり、参加事業者との打ち合わせを3回程度実施すること。なお、その方法については、甲乙協議の上、決定すること。
- ・主に18歳から39歳までの若者(以下、「若者」という。)に認知が高く、好意・憧れ・接触率のいずれかが高いブランド力を有する企業を活用すること。
- ・監修に当たっては、ふるさと納税の返礼品としての展開も見据えること。
- ・監修の進捗に応じて、参加事業者に対し、監修した産品のPR及び販売に関するアドバイスを実施すること。

【監修する産品の完成時期】 令和8年11月末

(2) 催事出展

商業施設等において、監修した産品のお披露目と催事販売を1週間程度行うこととする。催事に係るブース装飾や、取組内容については、乙が提案し、甲と協議の上、決定する。なお、ブース設営(装飾含む)、撤去、調整及び催事運営は、乙にて行うこと。

催事による産品の売上等の取扱いについては、甲乙協議の上定めるものとする。

(3) 情報発信

ア SNS等の媒体を活用した情報発信

- ・乙が監修した製品について、SNS等の媒体を活用し、効果的な情報発信を実施すること。なお、その手法及び発信内容については、甲乙協議の上、決定すること。
 - イ プレスリリース制作及び配信への協力
甲が実施するプレスリリースの制作及び配信へ協力すること。
 - ウ 情報発信のターゲット
当該業務において各種媒体で実施する情報発信は、主に若者をターゲットとすること。
 - エ その他
監修工程において、取組内容が伝わるようなPRを段階的に実施すること。
- (4) ECサイトでの販売
監修した製品について、ECサイトでの販売を実施すること。販売に伴い必要な製品の撮影、サイト作成・登録等は乙において行うこと。ECサイトによる製品の売上等の取扱いについては、甲乙協議の上定めるものとする。
- (5) その他
本事業全体の効果検証を行うこととし、その方法や内容については乙が提案し、甲の了承を得て決定すること。

5 業務実施過程

- (1) 打合せ
- ア 乙は、契約締結後、速やかに業務の内容、日程等について甲と協議すること。
 - イ 対面での打合せ協議は、初回（業務着手時）、最終（成果納品時）のほか、適宜実施すること。また、随時電子メールでの指示等により、甲との連絡調整を十分に行うものとする。
 - ウ 乙は打合せ後、速やかに打合せ記録を作成し、甲へメールにて提出すること。
- (2) 計画等の変更
甲は、業務実施過程で、プロポーザル時の提案における計画のほか、本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、乙に協議を申し出る場合がある。この場合、乙は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (3) 承認
乙は、当該業務の遂行に当たって逐次甲の承認を得ること。

6 成果品

- (1) 業務報告書
- ・印刷物 1部
 - ・電子データ 一式

7 納品場所

豊田市シティプロモーション戦略課
(愛知県豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所 南庁舎2階)

8 委託料の支払い

乙が提出する業務報告書を甲が検査した後に、乙は委託料を請求し、甲は30日以

内に支払う。

9 一括再委託の禁止

- (1) 乙は、当該業務の全部を一括して又はこの仕様書に定める「主たる部分」を第三者に再委託することはできない。
- (2) 当該業務における「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等とする。
- (3) 乙は、当該業務の付随的・補助的業務にあたらぬ簡易な業務の再委託に当たっては、甲の承認を必要としない。
- (4) 乙は、(2) 及び (3) に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により甲の承認を得なければならない。
- (5) 乙は、再委託先に対して本契約における乙の義務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

10 その他

- (1) 当該委託業務にあたっては、関係法令、本市の条例、規則及び契約約款等を遵守しなければならない。
- (2) 当該業務に関し、乙が甲から受領又は閲覧した資料等は、甲の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 乙は、当該業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

以上